

保護者 様

新座市立第三中学校
校長 和久井 功雄

携帯電話・スマートフォン・通信機器等の使用についてのお願い

2学期も終わりに近づき、今年も残すところわずかとなりました。保護者の皆様には日頃より本校の教育活動にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

さて、携帯電話・スマートフォン等につきましては、児童生徒の所持率が増えています。主に電話、メール、インターネット、ゲーム、ライン、SNSなどに使用しているという実態があります。大変便利なものですが、様々な弊害が生じていることもご承知のとおりです。

携帯電話は生活に欠かせない道具として普及してきています。しかし、陰の部分も多く問題も少なくないのが現状です。教師や保護者の知らないところで、他人の誹謗中傷や肖像権、著作権の侵害、交流サイトで知り合った人と会うなど、様々な問題に巻き込まれる可能性もあります。また、本校においても、ネットによるいじめの実態もあります。社会でも深刻な問題として取り上げられているところです。

つきましては、携帯電話・スマートフォン・通信機器等の使用方法については、学校でも指導してまいります。保護者様からもお子様への注意、指導を、今一度お願いいたします。児童生徒の健全育成のためご理解ご協力くださいますよう、何とぞよろしくお願いいたします。

- ・インターネット上に誹謗中傷を書き込むと、罪に問われたり、被害者から損害賠償を請求されたりする可能性があります。それは書き込みをした人が未成年者であっても同様です。もし賠償金の支払いを命じられたら、本人にかわって保護者が支払わなくてはなりません。
- ・位置情報共有アプリで友だちとしてつながった面識のない人から、ストーカー被害を受けたり、家に会いに来られて暴行被害を受けたりした事件が発生しています！
- ・「質問箱」の利用における危険性のひとつが、個人情報公開です。寄せられた質問に気軽に答えているうちに、つい自分や友だちの個人情報を含んだ回答をしてしまうことがあります。
- ・写真をインターネット上のいろいろなサイトに掲載されてしまうことがあります。一度インターネット上に流出すると、たくさんの人に保存されてしまう可能性があり、完全に削除することは難しくなります。また、写真をばらまくとおどされて、会うことを要求され、性的被害を受けてしまうケースもあります。
- ・道路交通法の改正により、2019年12月1日から「ながらスマホ」の罰則が強化され、自転車運転中の「ながらスマホ」も厳罰化されています。スマートフォンを操作しながら歩いていると、周りの状況が把握できなくなるため、つきまといやひったくりなどの被害にあうこともあります。
- ・インターネット上のコミュニケーションは、顔の見えない相手との文字でのやりとりです。対面での会話と違って、声のトーンや相手の表情などの情報もなく、文字だけで相手の気持ちを判断しなくてはなりません。文字だけで気持ちを伝えるのはとても難しく、自分は普段と同じ感覚で冗談を言っていただけなのに、相手はそれをいじめと受け取っていたということもあります。
- ・インターネットの長時間利用は、日常生活に大きな悪影響を及ぼします。自身の利用状況をふりかえり、家庭内でのルール作りとフィルタリングサービスの利用で、対策を行ってください。SNSや動画共有サイト、ゲームサイトなど、インターネット上には楽しいサービスがたくさんあります。インターネットを長時間利用していると、生活に必要な時間が削られて、日常生活に悪影響が及んでしまいます。睡眠時間が削られて、健康や成長に悪影響が出たり、勉強の時間が削られて、成績が下がってしまったり。また、インターネットを使っていないとイライラして、精神的にストレスを抱えてしまうケースもあります。

※これらの被害から子どもを守るためにも、保護者と子どもで約束事を決めましょう。

※学校HPの各種たよりの「ネットトラブル注意報(埼玉県教育委員会)」もご参照下さい。